

ニセコ町告示第41号

(入札の公告)

次のとおり、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及びニセコ町財務規則（平成5年ニセコ町規則30号）第104条の規定に基づき公告する。

令和元年（2019年）5月10日

ニセコ町長 片山 健也

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 ニセコ町役場新庁舎建設工事（機械設備工事）
- (2) 工事場所 北海道ニセコ町字富士見55番地ほか5筆
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和3年（2021年）2月28日までとし、令和元年（2019年）12月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間は、自主施工期間とする。
- (4) 工事概要 入札説明書による。
 - ア 機械設備工事一式
 - イ 敷地面積：2,840.07m²、建築面積：1,696.43m²、延べ面積：3,329.91m²
 - ウ 構造：RC造（鉄筋コンクリート）
 - エ 階数：地上3階、地下1階
- (5) 本工事は、制限付一般競争入札参加申請書提出の際にニセコ町建設工事総合評価落札方式要綱の規定に基づく技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価方式による工事である。
- (6) 本工事は、地元経済の循環を目的に、下請負人の選定や資材等の調達については、ニセコ町内事業者を積極的に活用すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業の主な要件は（1）、特定建設工事共同企業体の主な要件は（2）とする。

- (1) 単体企業の主な要件
 - ア 発注工事の対応する令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）における競争入札に必要な資格等（ニセコ町指名競争入札参加資格基準）に規定する管工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
 - イ 入札執行の日までの間に、ニセコ町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ウ ニセコ町の競争入札参加排除基準の規定によりニセコ町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
 - エ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、機械設備工事は900点以上であること。（ただし、ニセコ町内に会社又は主たる営業所を有する者について、その者の客観的評定点に100分の7を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入）を客観的評定点に加点する）
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後のニセコ町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
 - カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
 - キ 過去15年間以内に官公庁が発注した2,500万円以上の工事（類似工事）を元請けで施

工し実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- コ 機械設備工事は、一級管工事施工管理技士が在籍していると。なお、在籍とは、入札参加資格審査申請書等の提出日から3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- サ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体の主な要件

- ア 発注工事の対応する令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）における競争入札に必要な資格等（ニセコ町指名競争入札参加資格基準）に規定する管工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札執行の日までの間に、ニセコ町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ ニセコ町の競争入札参加排除基準の規定によりニセコ町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、機械設備工事の代表者は900点以上、その他の構成員は600点以上とすること。（ただし、ニセコ町内に会社又は主たる営業所を有する者について、その者の客観的評定点に100分の7を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入）を客観的評定点に加点する）
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後のニセコ町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 構成員のうち1社以上が後志総合振興局管内に、会社又は主たる営業所を有すること。
- キ 共同企業体の代表者は、過去15年間以内に官公庁が発注した2,500万円以上の工事（類似工事）を元請けで施工し実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- コ 構成員の数は、5社以内とする。
- サ 各構成員の出資比率は、①2社の場合30%以上②3社の場合20%以上③4社の場合15%以上④5社の場合10%以上とする。
- シ 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の要件をすべて満たしていること。
 - (ア) (2)のエの評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。
- ス 機械設備工事の代表者は、一級管工事施工管理技士が在籍していること。なお、在籍とは、入札参加資格審査申請書等の提出日から3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- セ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (ア) 資本関係
 - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されるとみとめられる場合

上記a又はbと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ソ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

(1) 配布期間

令和元年（2019年）5月13日（月）から令和元年（2019年）5月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

(2) 配布場所

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地
北海道ニセコ町役場建設課庁舎整備係

(3) 配布方法

直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。
(ニセコ町のホームページ (<https://www.town.niseko.lg.jp/>))

(4) 費用

無料とする。

4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

なお、その際に下記の技術提案をあわせて提出すること。

(1) 技術提案の内容

- ア 企業の施工能力に関する事項
- イ 配置予定技術者に関する事項
- ウ 地域精通度に関する事項
- エ 労働福祉に関する事項

(2) 提出期間

令和元年（2019年）5月13日（月）から令和元年（2019年）5月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地
北海道ニセコ町役場建設課庁舎整備係

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、技術提案書は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

5 落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

ア 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)により算出した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

次の方法により総合的な評価を行う。

ア 2に規定する要件を満たしている者には、標準点100点を付与する。

イ 技術提案の評価により、技術評価点として最大16点の加算点を付与する。

ウ 総合評価はア及びイにより得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した数値を用いて行う。

(3) 評価項目

技術提案に係る評価項目は、次に掲げる事項とする。

ア 企業の施工能力に関する事項

イ 配置予定技術者に関する事項

ウ 地域精通度に関する事項

エ 労働福祉に関する事項

6 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格を設定している。

(3) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(4) 初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

7 その他

(1) 落札者の責により、技術提案のうち配置技術者について履行できない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。

違約金（千円止め）

$$= (\text{契約金額 (税抜)} / \text{標準値 + 加算点}) \times (\text{配置技術者の加算点})$$

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この入札の執行は、公開する。

(4) その他不明な点は、ニセコ町役場建設課舎整備係（電話0136-44-2121）に照会すること。
